

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第10号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて、陳情第11号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて、及び陳情第14号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求めることについての以上3件に関わりまして、上野委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○上野委員 初めに、私事でございますが、ただいま人工股関節の手術をやってまだ2週間ですので、今日ちょっと立ったり座ったりが簡単にできないような状況ですので、座ったままでの質疑を許していただいてよろしいでしょうか、委員長。

○塩尻委員長 はい。

○上野委員 それではこのままやらせていただきます。

まず、陳情第10号、第11号について同じような内容ですので、質疑をさせていただきたいと思います。入院中、暇なものですからテレビとか見ていましたら、甲子園の話題が出てきまして、旭川志峯高校が戦った広陵高校が辞退ということ、その裏にはやはりSNSでの誹謗中傷等が大きく絡んでいるなんていう問題がありまして。まさにこの問題ってのは今、全国的に、兵庫県の知事の……県議員が亡くなったことも含めて、様々な論議がされていると思います。私の考えるところによるとですね、まさにこの旭川のいじめ事件、亡くなってからもう4年、事件があつてから6年が経っているんですけども。その最初のときの旭川のSNS等を使った学校関係者、または加害者を非常に誹謗中傷する件というのは、ここに来てまた拡大していったのではないかなというふうに感じています。それにつきまして、今日ちょっと質疑させていただきたいと思います。

これまでそういったSNSやマスコミの誹謗中傷について、質疑もなされてきたと思うんですけども、これまでやっぱり市長や旭川市教育委員会については、このマスコミの誹謗中傷の見解では、SNS等による臆測による誹謗中傷が問題という認識が強かったように感じております。しかし、メディアあさひかわや文春オンライン、それを基にした各種報道による初期段階での報道の間違いや誇張された内容が含まれており、それらがきっかけとなって誹謗中傷が発生したことは間違いないことだと思っています。今現在も文春オンラインの記事はそのままの状態、NHKのホームページ、クローズアップ現代、NHKみんなでプラスも初期報道を基にした内容のものが掲載されております。また、本人が否定している教頭先生の問題発言につきましても、克明に記録という文言で文書オンラインの遺族との趣旨と全く同じ内容のものが写真で掲載されております。

旭川市として、報道被害者に対して手を差し伸べる気持ちがないのでしょうか。この問題を放置

することは、旭川市にとって間違えた情報や誹謗中傷を助長することにつながると私は考えますが、その見解をお示しいただきたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長** このたびの事案につきましては、法に基づく適切な対応ができていなかった一方で、再調査委員会の報告書におきましても、臆測による様々な情報が飛び交い、中には事実と異なるものも数多くあり、特にSNS上では個人名や写真を掲載し、いわれなき非難を繰り返すようなものも散見され、このようなことは誠に遺憾でありまして、自ら責めを負う立場のない第三者による身勝手な個人攻撃は断じて許されるべきものではありませんとされているところでございます。こうした不確かな情報の拡散は、関係者の心を深く傷つける2次被害につながるものであり、看過できないものと受け止めております。また、名誉毀損やプライバシー侵害といった誹謗中傷につきましては、被害を受けた方が法的手続きを通じまして、違法性について司法の判断を仰ぐこととなりますが、被害の相談が寄せられた際には、その思いにしっかりと寄り添い、関係機関の紹介など、可能な限りの支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○上野委員** 大変大きな問題だと捉えていることは理解をさせていただきましたが、やはり報道被害者個人がやっぱり行うっていう立場なんだなと。市としては何もしないのかなという感じに取れる答弁と聞かせていただきました。ただ、報道被害者個人に対する対応については、市としても可能な限り協力してくれる、対応してくれるということ聞きまして少々安心をしましたが、市として、当初間違えた報道をした報道機関に対して、今間違えているものがまだ出ている状況について、何らかの対応は行わないのか、お示しいただきたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 市が個別の報道内容につきまして、直接的に訂正を求めたり、介入したりすることは、慎重であるべきというふうに考えてございます。

**○上野委員** それでは、さきの第三者委員会の報告書77ページから80ページにおいて、ここにはマスコミ報道の誤報について報告がされております。この報告を黒塗りにしたっていうのは、これは教育委員会の責任においてやられたということは前の答弁でお伺いしておりますが、これによって多くの報道被害が起きたと私は考えておりますが、市はどのように受け止めているのかお答えください。

**○工藤学校教育部教育指導課長** さきのいじめ防止等対策委員会の調査報告書につきましては、国のガイドラインに基づきまして、公表の仕方及び公表内容を御遺族と確認した上でマスキング処理を行ったものでありますことから、該当部分の記載内容に関することについては説明を差し控えさせていただきます。

**○上野委員** ただいまの答弁をいただいて、非常にながかりしているっていうのが正直な答えです。誠意も感じられませんし、そのような姿勢ではこの報道被害に遭った方々の気持ちには寄り添えないんじゃないかなというふうに私は思っております。昨日ですね、私、当該学校の関係者とちょっと別用がありまして、電話で話しまして。前からちょっと私ども、話がしたいということで、持ちかけているんですけども、かたくなにお断りされているもんですから、大分心も和らいできたのかなということで電話をしました。また新たにその話を聞きましたら、私個人の考えでは決められないと。家族も含めて話し合い、家族会議を開いた上でしか返事ができないと。そしてやはりこの奥様の苦しみ、悲しみっていうのは、やっぱり想像を絶するものがあると。もう外にももちろん出られないですし、コミュニケーション全てが遮断された。何か自分の夫の名前が出てくることによっておび

えてしまうというトラウマ、これが発生している。今までそんな話は私にはしなかったんですけど、昨日話を聞いて、想像以上のものがやはりあるんだなど。そこに追い込んだものっていうものについて、市はやっぱり責任を取らなければならないんじゃないかなというふうに私は思っております。

私は前から言っているように今、さきの第三者委員会の黒塗りの部分について公表せよということを言っているわけですが、それを世間に公表するだけでも随分と誤解が解けるのかなというふうには思っております。ぜひ、再検討していただきたいと最後に御指摘させていただいて、陳情第10号、第11号については質疑を終わらせていただきます。

次に、陳情第14号につきましてちょっと質疑をさせていただきます。陳情第14号については、実は議員の方も、理事者の方も気づいている方がいらっしゃると思いますが、現在、議会事務局のホームページに掲載されておりません。御存じのとおり、今まで陳情案件というのは全てこのホームページで流されていたんですけども、今は掲載されていない状況にあります。私、その点につきまして4点質問を用意して、この常任委員会で聞こうと思ったんですけども、本常任委員会の所管ではないということで、この質問についてははねられました。その4点というのを自分の口で言いますけれども、この陳情が市議会のホームページに載ったのはいつで、陳情が画面から消えたのはいつなのかお示してください。それから、消えた理由についてお示してください。その理由に当たる部分はどの部分なのかお示してください。旭川市はこれまで陳情案件をホームページに全て載せてきたと思われませんが、その理由をお示くださいという4点を用意していたんですが、これについてはここでは答えられないということです。

それで、まあ、この場で聞くことができないので、私の独自の調査で知ったことをお話ししますと、このホームページに掲載されたのが、ちょっと明確には分からないんですけども6月12日だったと思います。翌日13日には削除されているかと思えます。その理由を、陳情を出された方からもちょっと事情を聞いてくれということで聞かれていましたんで、事務局に聞きましたら、明確な答えはいただけなく、個人情報をおの公の議会ホームページに載せることの是非について御意見があったということをお聞しております。それについて、議会事務局は、現在明確な答えを持っていないため、一時削除しているとのことでした。今検討中であるということで、今後どのような判断がなされるかは分かりませんが、私個人は、今まで陳情案件については、全て掲載していたので、そうすべきだなというふうに考えています。

その内容についてちょっと質問したいと思えます。要旨に理由が幾つか書かれているんですけど、理由の4についてお伺いします。ここにはこんなふう書かれています。皆さんにも資料が行っているかと思えますけれども、2025年3月23日に当該事案に関するシンポジウムが札幌市で開催されたが、登壇者の1人が2022年2月14日17時から旭川市内のホテルで、遺族と遺族代理人弁護士である、名前が書いてありますが読みませんが、と今津市長と面会し、再調査委員会のメンバーに尾木直樹氏の就任を要望したといった内容の話がなされたというふうになっております。この要旨の理由4に書かれている、今私が読み上げたことに対して、調査を行ったのかどうか、まずお聞かせ願いたいと思えます。

**○香川子育て支援部子育て支援課長** 当該シンポジウムの詳細については承知していないところでございます。また、調査は行っておりません。

**○上野委員** 私はですね、この調査を行っていないということの答弁ですけども、仮にの話をし

たら話は進まないんですけれども、このことについてもし事実であれば、あればの想定の話だけでも、大変な問題になるのかなというふうに考えておりますが、そのことについての見解をお示しください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長** 陳情第14号の要旨の理由4に書かれておりますシンポジウムで述べられていた内容につきましては、さきほども御答弁いたしましたとおり、詳細は把握しておらず、仮定とした答弁はできないところではあります。再調査委員会の委員選任に当たっては、本事案の内容や再調査に至った経過を踏まえ、専門性に加え、いじめの重大事態に係る調査委員会を経験しているなど、特にいじめ問題に精通していることを重視し、市で候補者を選考してまいりました。こうした要件に見合う方々は全国的にも限られており、その経歴上、既にお互いに何らかの関わりがありました。令和4年第3回定例会の附帯決議を踏まえ、公平性、中立性の確保に留意し人選を進め、またその過程においては、文部科学省のガイドラインを踏まえ、御遺族側に候補者の説明を行い、5名の委員に就任いただいたところでございます。

**○上野委員** 仮定であるから答えられないということ、大変かどうかもお答えいただけなかったということですが、後半の部分についてはこれまでも何度か答弁いただいた、公平、公正、中立であるってこと、答弁と何ら変わらないのかなというふうに思っています。実はですね、私もこの札幌のシンポジウムに参加をしておりました、講師の1人としてですけれども。この話をした方、この理由4に書かれている内容をお話しした方が、この2022年2月当時ですね、遺族と大変親しくしていた方でありまして、皆さん御存じかと思うんですけど、いじめ撲滅ドットCOMの普津澤さんという方でございます。その当時、遺族側と行動を共にしていたということですから、この件についてはかなり信憑性がある話だと私は思っております。これが事実で、さきの第三者委員会の中間の報告がなされる前でもありますし、実際の報告の半年も前にこのような話合いが行われていたとしたら、さきの第三者委員会の存在そのものがどのように考えていたのか、その時点で再調査ありきの話だったのかということになると思います。この件について調査を実施するのかお聞かせください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長** 再調査委員会委員の選任に当たっては、先ほど御答弁したような経緯を踏まえて選任したものであり、調査を行う予定はございません。

**○上野委員** 仮定の話であるからということでもあります。私自身は、市長に問えば分かる話ですから、これは調査すべきではないかなというふうに思っておりますが、そういった確認もしないつもりなのかどうかについてお答えいただきたいと思っております。

**○香川子育て支援部子育て支援課長** 陳情の取扱いにつきまして議会判断がなされれば、その判断に基づき、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

**○塩尻委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、この件につきましてはただいま質疑が行われたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○塩尻委員長** それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、子育てに関する事項についてを議題といたします。

まず、(1) 子ども・子育て支援交付金の返還遅滞について、理事者から報告願います。

**○向井子育て支援部長** 子ども・子育て支援交付金の返還遅滞につきまして御報告を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度に国から受領しました同交付金が超過交付となったため、償還分3千390万5千円について令和7年第2回定例会において補正予算の議決をいただいたところでございますが、本償還金の支払い期限を失念したことにより、延滞金を支出することになったものでございます。

償還金の請求書につきましては、支払い期限を7月10日とし本年5月に送付をされたところでありますが、補正予算の議決が必要でありましたことから、それまでの間、担当者が請求書を保管し、議決後に支払うことを予定しておりましたが、6月26日の第2回定例会で補正予算の議決をいただき、支払いが可能な状態になったものの、担当者の業務がふくそうしていたことにより、7月10日の支払い期限を失念してしまったものでございます。その後、7月16日に担当者が業務の整理をしていた中で未払いの事実が判明し、速やかに支払い手続を行ったところでございますが、遅延した6日分の延滞金として6万1千29円の支払いが必要となったものでございます。

今後につきましては、個々の職員が細心の注意を持って業務に当たるのはもちろんのこと、業務の進捗の共有化や事務の効率化により適切な事務執行を進め、再発防止に努めてまいります。このたびはこのような事態を招き、市民の皆様、そして委員の皆様には御迷惑をおかけしましたこと、大変申し訳ありませんでした。

以上、子ども・子育て支援交付金の返還遅滞についての報告とさせていただきます。

**○塩尻委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** 次に、(2) 子ども医療費助成の申請についてを議題といたします。

この件につきましては、中村みなこ委員からの発言の申出を受けております。それでは御発言願います。

**○中村みなこ委員** よろしく願いいたします。8月より、この子ども医療費助成、今までの中学校卒業から高校生年代にまで対象拡大となりました。改めて、その制度の概要と申請の手続について御説明願います。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 本市の子ども医療費助成制度につきましては、対象となるお子様が旭川市に住民登録があり、公的医療保険に加入していて、他の制度で医療費の全額助成を受けていない方を対象に、医療機関等で受給者証を提示することで、保険診療の自己負担分を全額助成する制度です。これまで中学生以下の医療費について全額助成していたところを、今年の8月の診療分から高校生年代までに拡充したところであります。

受給者証の申請手続には、対象となるお子様の健康保険証など公的医療保険の加入を証明する書類を添えて、子育て助成課や各支所の窓口のほか、電子申請により受付を行っております。

**○中村みなこ委員** 今までは高校生になる前に歯医者に行っておかなきゃなどと駆け込み受診をしたなどという話もよく聞きましたが、このたびの制度拡充に対して、子育て世帯の多くの方から本当に喜びの声が届いております。

しかし、8月2日の新聞報道で、制度をスタートするのに4割が未申請とありました。対象の世帯では誰もが喜んで申請するものだと思っていたので、私は6割の申請は少ないなと率直に感じま

したし、市民の方からも何でそんなに少ないのと聞かれもしました。

担当課としてはどのように受け止めているのか、お伺いします。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 子ども医療費助成につきましては、所得制限がなく、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子様が対象となり、急な疾病やけがなどの際に、医療費を気にすることなく受診できる制度でありますことから、対象となる全ての方に申請いただきたいと考えております。

なお、2023年8月の中学生までの無償化の制度改正において、所得制限を撤廃した際には、今回と同じように新たに対象となる世帯から申請を受け付けましたが、想定される対象者数に対して、申請者数が制度改正時点で約6割だったことや、8月1日から現在までの市民、医療機関等からの問合せなどを踏まえすと、例えば、定期的に医療機関にかかる必要がある利用頻度が高い方などにつきましては、申請をいただいているものと受け止めております。

**○中村みなこ委員** 利用頻度が高い家庭など必要に迫られているところは申請されていると、2年前も6割程度の申請率、ほぼ同等の率だったとのことですが、しかし、それでよしとしているわけではないですよね。もっともっと高い申請率でスタートするほうが、いざというときなど、多くの方がより安心して医療にかかれるわけです。今回は2年前の状況を踏まえて、もっと申請率を上げられるよう、新しく取り入れた周知方法などはあるのでしょうか。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 申請に関する取組としまして、5月の申請受付開始に合わせ、各高校に協力を依頼して、全生徒にチラシを配布するなどの周知を行ったほか、新たな取組としましては、旭川市民ニュース、市内全戸配布のフリーペーパー、SNSを活用した周知を行いました。また、子ども医療費助成は2024年3月から電子申請による手続を導入しており、今回の制度改正の申請に合わせまして、高校生年代用の電子申請を設けるなどの取組も行いました。

**○中村みなこ委員** 前回より、よりよくしようとする思いとか姿勢とかが伝わったなと思って、本当に感謝申し上げます。様々な方法を新たに取り入れているのですが、それなのに2年前と同程度になっているというのはどうしてなのでしょう。申請率が低い原因、どのように考えているのか、お伺いします。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 7月末時点で約4割の方が未申請であることにつきましては、様々な周知を行うほか、電子申請においても必要な項目に限定した申請とすることで申請を容易にするなど、申請者の利便性向上にも努めてまいりましたが、周知が行き届いていない方や申請を失念されている方、中には必ずしも制度開始前までに受給者証が必要と考えていない方もいらっしゃるのかなと考えております。そのため、受給者証をお持ちでない方が一定程度いる中で、改正後の制度がスタートすることを想定しまして、6月下旬には旭川市医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会などを通じて、各医療機関等に未申請者への周知、対応の協力を依頼しております。

**○中村みなこ委員** それでは、各高校に協力を依頼して全生徒にチラシを配布したとのことでしたが、メールでの配信は行ってはいないのでしょうか。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 各高校の希望に応じまして、チラシの電子データを提供しまして、電子メールでの周知やチラシ配布とメール配信の両方での周知をしていただいた学校もございました。

**○中村みなこ委員** 希望があったところにはメール配信も行ったとのこと。学校というところ

はまだ紙で配られるものが多いですし、教室で子どもたちに配布しても、保護者に確実に届かないことも多々あります。それを考えると、ダイレクトに保護者に届くメール配信も併用すべきだったのではないかと考えております。チラシのみであっても、理想を言えば、チラシ配布の際に担任の先生が一言、安心して医療に通える制度だよと、やっと高校生まで拡充されたんだよということを伝えてもらったり、おうちの人に見せて、申請してねって一言付け加えるだけで大分違うんだろうなと思うのですが、そのチラシ自体、生徒が配っていることもあるでしょうし、現場にそこまで負担はかけられないなと思いますので、やっぱりメールもあったほうがよかったなと本当に思っております。

さて、チラシにしろ、メール配信にしろ、高校を通じた周知方法ですので、高校に通っていない対象者、これも一定数いるわけですが、そこへの周知はどのように行っていくのでしょうか。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 新たに対象となった方がいる世帯への周知につきましては、高校に通っていない方がいる世帯への周知を含めまして、5月の申請受付開始時から、各高校からのチラシを配布していただいたほか、市内全戸配布のフリーペーパーへの広告掲載や4月号の広報誌などでの周知を実施いたしました。

**○中村みなこ委員** 高校に関わっていない対象者の方もたくさんいる、たくさんではないかもしれませんが一定数いるということで、既に就職しているとか何らかの理由で高校に行っていない対象者への周知は一定数必要かなと感じました。フリーペーパーも広報紙もごくごく一部分での掲載がありますし、目にしないままだったり、ひょっとしたら自分は稼いでいるから対象にならないと勘違いされている方もいるのかなと思います。確実なのはやはり直接チラシ等を個別に行き渡るようにすることではないかと思うのですが、これは難しいことなのでしょうか。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 所得制限があるひとり親家庭等医療費助成などで対象とならない世帯が子ども医療費助成の対象となるため、事前に対象者を特定し、案内することは困難でありました。また、対象年齢のお子様がいる全世帯にチラシ等を郵送することはできましたが、高校を通じての周知やSNS、市内全戸配布のフリーペーパーなどによる周知を行うことで、同様の効果があると考え、チラシ等の郵送は行いませんでした。

**○中村みなこ委員** 同様の効果があったかなかったか、これを検証するのはちょっと難しいんじゃないかなと思います。効果がなかったから申請率が低くなっているということも考えられます。個別に直接お知らせが行き届くという、この威力が一番じゃないのかなと感じておりますし、それは経費がかかるので、経費をかけない最大限のことはされたということが今回はっきり分かりましたし、新しい取組もされているということも理解いたしました。

今後、同様の周知が必要とされることはもうないのかもしれませんが、周知方法の工夫はどの分野でも課題ではありますので、ぜひ何らかの検証を含め、今後に生かしていただきたいと思います。

それでは、最後です。対象者が適正に制度を利用できない、助成が受けられないことがないようにするために、今後どのような取組を考えられているのでしょうか。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 今月から本市の子ども医療費助成制度の対象を高校生年代までに拡充いたしました。先日の新聞報道でも取り上げていただいたように、各メディアでも取り上げていただくように報道依頼をしたほか、8月号の広報誌などでも、申請をお忘れの方に向けて、再度周知をいたしたところでもあります。また、医療機関を受診する際に、受給者証をお持ちでない

対象者の方に対し、各医療機関において、未申請者に向けた払戻し等の制度の周知と申請を御案内するチラシの配布を既にお願ひしております。

現在は7割程度の申請率となっており、今後も必要に応じて未申請の方から申請がなされるものと考えておりますが、医療機関等とも連携しながら、対象者が不利益とならないよう、丁寧に対応してまいります。

**○中村みなこ委員** 現在は7割程度に上がっているということで安心いたしました。あとは医療機関を受診した際の現場での声かけを確実にしていただくことで申請につながっていくことになりまし、その場で支払いをすることになっても払い戻せるということですので、その点は不利益になることはないということで、これも安心いたしました。あとは現場での適切な対応、医療機関との連携を続けて行くよう働きかけ続けていただきたいと思います。

一番の心配は、制度を知らないまま、経済的な理由で受診を控えたままにいる子がひよっとしたらいるんじゃないかということだと思います。対象者が特定できないということは、申請率は大まかな目安でしかなく、100%を達成したと言い切れることはないということですので、そういう子たちがゼロだとは言いきれない状態がずっと続くということですので、今年度はもちろん、来年度も機会を見つけて周知に努めていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

**○塩尻委員長** 他に御発言はございますか。

**○沼崎委員** 念のため確認なんですけれども、この高校生年代までの医療費無償化は、申請をしないと受けられないということなんですけれども、ほかの、例えば乳幼児とか、小中学生の分、それも一緒なんですけど、申請しないと医療費受給者証をもらえなくて、一旦、支払わなきゃいけないと、そうになっているんです。

**○田上子育て支援部子育て助成課長** 委員のおっしゃるとおり、一度申請をいただいて、それから受給者証を交付するという手順になっております。

**○沼崎委員** 自分の子どもの受給者証を申請してもらいに行ったら、何か勝手にもらえたんじゃないかなと思ってたんですけど、そうではなくて、申請が必要ということで理解いたしました。ありがとうございます。

**○塩尻委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1)旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について、理事者から報告願います。

**○坂本学校教育部長** 旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について御報告いたします。

本業務では、安全、安心で持続可能な学校給食の提供に向けた調理指導体制を構築するため、給食センターの調理等業務を民間事業者に委託し、調理指導体制の見直しを行うことで、本市全体の給食事業の安定化を図ってまいります。委託期間については、令和8年4月1日から令和11年3

月31日までの36か月、主な委託業務の内容は、食材の検収や受け取り、調理、食器、調理器具等の洗浄などであり、小中学校合わせて13校、約4千300食を提供するものです。

本年6月9日に公募を開始し、6月29日の現地説明会を経て、8月7日に開催した審査会では、適切かつ円滑な業務履行を判断するため、応募のあった5つの事業者から、企業理念と業務実績、業務実施体制、衛生管理体制、危機管理体制、業務準備と研修計画の5項目についてプレゼンテーションを受け、6名の委員がヒアリングにより審査を行いました。この結果、全ての項目において水準以上の評価を受け、中でも従事者に欠員や休暇等が発生した場合の代替確保体制において高く評価され、評価点が最も高かったシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を受託候補者に特定いたしました。8月13日には企画提案のあった全ての事業者に対して審査結果を通知しており、今後は受託候補者と契約を締結した上で、令和8年4月からの円滑な事業実施に向け、業務引継などを進めてまいります。

説明は以上でございます。

**○塩尻委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

**○横山委員** すみません、座ったままで申し訳ありません。ちょっとお願いなんですけども、受託候補者特定までの審査に関わる関係書類とかってというのは、公開していただけるものなのか。もしできるのであれば、ちょっと情報をいただきたいなということのお願いなんですけど、いかがでしょうか。

**○池田学校教育部学校保健課長** 審査の詳細につきましては、情報公開条例の対応に照らして、必要な部分については公開可能と考えております。

**○塩尻委員長** 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) いじめの重大事態についてを議題といたします。

この件につきましては、上野委員及び横山委員から発言の申出を受けております。発言順につきましては、大会派順で行うということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○塩尻委員長** それでは、そのように実施することといたします。

先ほども御発言ありましたけども、本日、上野委員と横山委員それぞれが手術後、おけがをされているということで、座ったままでの質疑となりますのでよろしくお願いたします。それでは、上野委員、御発言願います。

**○上野委員** 先ほどの陳情案件とちょっと重なるかも分かりませんが、報道被害者からの情報なんですけれども、この8月16日前後、お盆前後にその報道被害について、教育委員会が相談に乗ってくれるというお話をお聞きしました。なぜ、この時期に行うようになったのかという理由と、やはりそういう事実があったからかなり時間を要しているんですけれども、それについてお聞かせ願いたいと思います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹** 先月、SNS等による被害を受けられた方を支援する立場の方より市に対して相談が寄せられたことから、今後日程調整を行った上で、面談により困り事などを

伺うこととしており、その内容によっては、解決に向けて、法務局の人権相談窓口や警察といった関係機関へ橋渡しをするなど支援を行ってまいります。

**○上野委員** ただいまの答弁を聞きますと、やはり報道被害者に関係した方からの連絡があつて、初めて動き始めたということで、市が積極的に、前向きに動いたわけではないというようなことをちょっと感じられます。

その中で今、橋渡して言葉なんかも出ましたけども、その内容について何点かちょっと聞きます。橋渡しと相談窓口を紹介する、そのような程度のものなのかどうか。それとも市として、それぞれの機関に直接働きかけをしていただけるのかどうか。相談があつたから1回きりの、今回きりの聞き取りなのか、定期的に聞き取りを継続して行っていただけるのかということですね。それから、橋渡し方法について具体的なことがあればお示しをいただきたいと思います。

**○中山学校教育委員会教育指導課主幹** 誹謗中傷については、被害を受けられた方御自身が法的手続きを行うこととなりますので、被害の相談が寄せられ、そうした対応の御希望があつた際には、関係機関を紹介するなどして、円滑に手続が進められるよう支援してまいりたいと考えております。また、相談対応後、改めて被害の相談が寄せられた場合には、お話を伺った上で、その思いにしっかりと寄り添った支援に努めてまいります。

**○上野委員** 今後そういったことに期待をして、先ほどお話を聞いたら、まだ行われてないということですので、中身等については、行われてからまた詳しくお聞きしたいと思います。

次に、再調査委員会の報告の中にも、幾つもの事実誤認があると思われませんが、その報告書の訂正と謝罪をやっぱりすべきじゃないかと思うんですが、その見解についてお示してください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長** いじめ重大事態の再調査につきましては、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づいて実施するものであり、再調査委員会には、公平性、第三者性を保ちながら、記録文書や聞き取りによって得られた証拠や証言を慎重に精査した上で、事実認定がなされたものと認識してございます。

**○上野委員** 何度聞いても、そのような答えしか返ってこないんですけれども、事実、学校関係者の話を聞くと、やはり事実と違ったことを根拠として報告しているってことが何点かあるということですので、今後、それらについて検証をしていただければと指摘をさせていただきます。

次に、遺族側からの訴訟問題についてお聞きいたしますが、市側については争点を明らかにできないと言っております。その理由についてはそれぞれマスコミによって書き方が違って、係争中につきということであったり、個人情報の観点からなんていうふうに書いている情報もありますけれども、どちらが理由なんでしょうか、お聞かせください。

**○工藤学校教育委員会教育指導課長** 訴訟におけます争点につきましては、係争中であること、個人情報の観点の双方の理由から、また、訴訟手続の公平性を担保する観点から、現時点では詳細な説明を差し控えさせていただきます。

**○上野委員** 両方からということで理解いたしました。この訴訟はですね、遺族側の争点については、一部黒塗りされておりますけども公開されております。学校や市教委が適切な対応を怠つたとして、安全配慮義務違反を主張しているものだと思います。旭川市長直属の再調査委員会が昨年6月、いじめが自殺の主たる要因であった可能性が高いとした結論を大筋で認めております。市がいじめを把握した時期や学校の対応状況など、一部の事実関係や賠償額については争うといった、こ

れもまた報道もあります。

賠償は市民の血税から支払われております。遺族側の争点は明らかなのに、市側の争点を明らかにしないのは、これは市民を軽視しているのではないのでしょうか。個人情報に配慮した上で争点をお示してください。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 本訴訟におけます訴状につきましては、裁判所による閲覧等の制限箇所の決定が行われた上、公開されているところでございますが、本市の答弁書につきましては係争中であり、閲覧等の制限を申し出ていることから、現時点で詳細な説明を差し控えさせていただきます。

**○上野委員** あくまでも何も言わずに訴訟に向かうと、市民や議会は全く何も知らないままに進められていくんだということを今確認させていただきました。

それでは、さきの第三者委員会の報告及び再調査委員会の報告っていうのは、これは訴訟に影響を及ぼすものなのかどうなのか、お示してください。

**○中山学校教育部教育指導課主幹** 原告、被告の訴え、提出した証拠書類に基づき、裁判所が判断するものと認識しております。

**○上野委員** 調査報告を訴訟の資料とするということをガイドラインに書いていると思うんですけども、それに反すると私は思うんですけども、それを正当化する理由と法的な根拠について、お示しをいただきたいと思います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹** いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、当該調査が民事、刑事、行政上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的としているものではないこととされておりますが、訴訟の資料とすることを禁じているものではございません。

**○上野委員** 資料として使うことは禁じていないという、でも、ガイドラインにはそういう目的ではないというふうに書かれているので、そのあたりの解釈については非常に難しいものがあるのかなというふうに思っております。まして、さきの報告書よりも、再調査委員会の報告書が有利に働くような資料の提出であれば、それはかなりの問題ではないかなというふうに感じております。

それではちょっと視点を変えますが、7月12日に全国で開催されました子どもいじめ防止学会についてでありますけれども、再調査委員会の5名のメンバー、それから遺族側代理人が参加していたということがありますけれども、再調査に関連した調査委員が、訴訟中にもかかわらず、遺族代理人が参加しているシンポジウムを開催したこと、このことについて見解を求めます。

彼らは旭川市の税金を使って調査を行った、公費を使って行っているわけで、それがまだ訴訟中にもかかわらず、そういった公の場で自分たちの調査の結果を示すということについてどのような見解を持っているのか、お示しいただきたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長** 去る7月12日に一般社団法人子どもいじめ防止学会の設立記念大会が開催され、記念シンポジウムが行われたことはホームページ等で確認しておりますが、当該シンポジウムがどのような形式で実施されたかなど、詳細については承知していないところでございます。

**○上野委員** ぜひ詳細について調べていただいて、今後もそういったことがある可能性があるのであれば、慎重に行うように進めていただければと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、再調査委員会の報告に対して、先ほども言いましたけ

れども、事実が誤報であるということ、調査報告の中に出てくるものに異を唱なえる本件当該学校の関係者や関係生徒がおりますけれども、そのままの状態で裁判所に資料を提出しているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 訴訟資料の概要ですとか提出の状況につきましては、係争中でありまして、裁判所に閲覧等の制限を申し出ていることから、現時点では詳細な説明を差し控えさせていただきます。

**○上野委員** 全てその言葉で済ましてしまおうということが感じられますが、実際に当該学校の関係者が言っていることと、それから再調査委員会が言っていることの違っているのは明らかに出ていますので、そのあたり、今後行われる報道被害者の面談の中でも出てくるとと思いますので、そういったことについては、やはり追加でもいいから、こことこの部分については再調査委員会と当該学校の関係者が言っていることが違うということをやっぴり裁判所に資料として提出していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

本日の答弁では到底納得がいくものではございません。先ほど申し上げたとおり、争点を明らかにしない訴訟の在り方については、明らかに議会軽視でもあるし、もちろん市民軽視でもあると思います。しかも今言いましたように、再調査委員会の報告に対して異論を唱えている者もいる中で、旭川市、市教委、これからやっぴりしっかり双方の話を聞いた上で、争点を議会及び市民に速やかに知らせるべきと、最後に指摘をさせていただきます、私の質疑を終わります。

**○塩尻委員長** 続きまして横山委員、御発言をお願いいたします。

**○横山委員** 私も旭川市中学生いじめ重大事態に関わる2つの調査報告書と、それから損害賠償訴訟の件について、何点か伺おうと思っているんですけども、先ほどの上野委員の陳情案件に関する質疑と、ただいまの質疑と大分重複するところもあるんですけども、若干観点が違うところもありますので、お許しをいただいて質疑をさせていただきます。

昨年の9月に本件再調査委員会の報告書が公表された後に、私、第3回定例会で緊急質問を行う、それから第4回定例会では一般質問を行って、この2つの報告書については、市教委による検証評価が必要であること、それから、再調査報告書で示された提言に基づいた実効ある対策が必要であることを訴えてきたつもりです。

調査報告書の公表以降、2つの大きな動きがあったというふうに認識をしています。一つは、今年4月に中学生の遺族側が市に対し損害賠償を求める訴えを起こしたと報道されたことです。報道によれば遺族側は、発達特性と家庭環境の問題として責任を転嫁、いじめがあったにもかかわらず学校が適切な対応を怠ったのは安全配慮義務違反に当たると。いじめの認知を徹底して回避した結果、云々かんぬん。それから、事態を漫然と放置と。かなり厳しい指摘をしているということが報じられました。2つの報告書が公表されて以降、食い違う判断ですとか、明らかになってない事実関係があると私は認識をしているんですけども、訴訟への対応が、そのような食い違っている事実認定、明らかにされていない事実認定に基づいて行われているのかという問題意識があります。それと再調査委員会が既に解散されてはいると思うんですけども、先ほど上野委員からもありました、野村副委員長を理事長とする子どもいじめ防止学会が設立され、それを記念するシンポジウムが今年7月に東京で開催されたと、5人の委員が全員参加したとも報じられていました。旭川でも市民に対してそういった機会を設けていただきたいと思うのは私だけでしょうか。

報道によれば野村氏はメディアに対して、これは再調査委員会のということだと思いますけども、中立、公平という立場は被害者や保護者を遠ざけるといふに言及をしているようです。遺族に寄り添うということはこういうことなのかと。調査委員会は中立、公平の立場からということで私たちは認識していたつもりなんですけども、もう明らかに中立、公平ではないということを申し述べているということではないかと思えます。

それから委員の一人は、月刊誌で6回にわたって、単発を入れれば7回ですけれども、いじめ後遺症と題する論文を掲載しています。そうした行為が再調査委員会を設置していたときに想定されていたことなのか、法的に問題がないのかというような観点から、ちょっと長くなりましたけども、何点か質問させていただきたいと思えます。

まず、これはこれまでも何度か同様の質問をさせていただきましたが、確認の意味でお答えいただきたいと思えますけども、市いじめ防止等対策委員会調査報告書と再調査委員会報告書の関係についてですが、この2つの報告書はどのような関係にあるのか、特に後者の報告書の判断が優先されるのかどうか、見解を伺います。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 旭川市いじめ防止等対策委員会による調査報告書と旭川市いじめ問題再調査委員会による再調査報告書につきましては、それぞれいじめ防止対策推進法第28条第1項と同法の第30条第2項に規定されたものでございまして、法的にどちらが優位というものではございません。

**○横山委員** それでは、両報告書で食い違う判断をしている部分が何か所かあると思うんですけども、その部分の整理はどのようにつけているのか伺います。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 旭川市いじめ防止等対策委員会による調査結果では、いじめと認定された事実6項目が、いずれも学校外で行われた行為であることや、いじめと自殺の因果関係は不明であることなどが示されました。旭川市いじめ問題再調査委員会による再調査につきましては、さきの対策委員会の調査結果や、収集された資料についての検証に加えまして、関係者への改めての聞き取りなどによる事実確認ですとか、新たな資料の分析などが行われました。再調査を通して、学級内でのいじめが認定されるとともに、いじめ被害が存在しなければ、当該生徒の自殺は起こらなかったことなどが示されました。再調査報告書につきましては、いじめ防止等対策委員会の調査結果を補完するものであり、新たないじめの認定や学校、市教育委員会の対応、重大事態の判断などについて課題が詳細に整理されたものと認識をしております。

**○横山委員** 法的には優位はないと思わせながら、補完するというその内容がですね、再調査委員会の調査結果の判断を優先するということが結果的になっているんじゃないかと思うんですよね。新たないじめの認定とありましたが、最初の報告書との判断が違うということだったんじゃないかなというふうに思います。改めて異なる事実認定については精査が必要だというふうに指摘をしておきたいと思えます。同様に、異なる判断となっている部分が幾つかあると思われるのですが、そのうちの大きな課題だと思うのは、ちょっと時間の関係もありますんで、何点か取り上げたいと思えます。

まず、学級内でのいじめ認定がどのような事実に基づいて判断されているのかが結果明らかになっていません。いつ誰がどのような行為を行ったと判断されたのか。そして、どちらの判断を市教委としては取っているのか明らかにしていただきたいと思えます。

○中山学校教育部教育指導課主幹 クラス内でのいじめの認定につきましては、再調査報告書において、クラス内での出来事は必ずしも行為者を特定できない部分もあり、各行為者の意図や悪意を明らかにすることはできないが、当該生徒にとって、こうした関係性、さらには出来事の一つ一つが大きな苦痛となっており、いじめであると認定できると示されており、調査結果について真摯に受け止めているところでございます。

○横山委員 私はこれは大きな課題となるんじゃないかなと思います。行為者が特定できない、誰がやったか分からない、それから意図や悪意も分からない、分からないですよね。誰がやったか分からない。こうしたことを事実として認定するのであれば、例えば、いじめ防止対策って具体的に学校でどうするっていうのは、もう何をしたらいいのかと、何を指摘されているのかが分からなくなるんじゃないかなというふうに思います。関係性や出来事が大きな苦痛となったということは、何をもって判断したのか、想像の域を出ない判断と言わざるを得ないんじゃないかなと、それを指摘しておきたいと思います。ここは改めてちょっと精査が必要なんじゃないかなと思います。

次に、校外でのグループ内でのいじめ行為の詳細が明らかになった経緯についてなんですが、これは報告書じゃなくて、いわゆる一般報道ですとか、それから遺族側代理人の発言等で、保護者が何度も学校に相談をしているということが言われてきましたが、これは事実なのかどうか。入学当初といいますか、6月22日の入水事件よりも前から相談をしていたというふうに、多くの方が受け取っているんじゃないかと思いますが、そういう事実があったのかどうか。それと、中学校が6月23日以降にいじめを想定せずに対応していたというのは事実なのか、これについて見解を伺います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 保護者から学校への相談に関しましては、再調査報告書には令和元年6月22日の事案発生後、保護者が複数回にわたり学校及び市教委と面談や電話でのやり取りを重ねていた旨の記載があります。また、当該中学校における対応については、再調査報告書において、事案発生後も本件をいじめとしてではなく、生徒間のトラブルとして捉えていたことや、学校及び教育委員会において、いじめ防止対策推進法にのっとりいじめとしての調査や対応がなされていなかったと指摘されており、当時の対応について深く反省しているところでございます。

○横山委員 これまでのマスコミ報道によれば、6月22日以前に何度も相談した。だけど、例えば担任がデートがあるから今日是对応できないなんていうことが流布されました。デート発言は2つの報告書ともに記載がないということはこれまでの質疑の答弁でも明らかになっていると思います。マスコミによって事実でないことが、フレームアップされたというふうに言えるんじゃないかなと考えます。それから、学校がいじめと捉えていなかったということを言っていますが、元校長からも直接お話を伺いました。当然いじめを想定しながらその対応に当たったと私は伺っています。ただ、23日以降、直接被害生徒からの聞き取り等ができなかったのも、至らなかったということはあるかもしれませんが、想定していなかったという、それはちょっと事実誤認ではないかなというふうに思いますが、そういったことは再調査では認められなかったということなのでしょうか。これについても、どういうふうに判断をされているのかが明らかにされる必要があると思います。

次に、最初に言及した雑誌記事の中で強調されているのは、事態の收拾を早めるためか、謝罪の会の実施を不自然なほど急いでいたというような表現がありました。主語がちょっとはっきりしな

いので、学校がということなのか、市教委がということなのかよく分からないんですけども、謝罪の場がどのような経緯で設けられたのか、学校が要請したことなのか、それとも市教委なのか、または遺族側なのか、その辺がちょっとはつきりしません。それからもう一つは、加害生徒が複数の学校にまたがって、特に中学校は2つですけども、両校の対応判断が異なったのはなぜなのかと。学校現場にいた人間からすれば、同じ被害者に対する案件なのに、対応が異なるっていうことはちょっと想像ができないんですよ。当然、連絡調整をしながら同じ対応を取るっていうことを優先すると思うんですけども、なぜこういうことになったのか、判然としないところがありますが、見解を伺います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹** 謝罪の場の設定につきましては、再調査報告書において、もともと被害生徒、保護者側が望んで実施が検討されたものではない、学校及び市教委が、早期の決着には謝罪の場が必要であると考えており、などと記載されており、謝罪という形だけが先行したと指摘されております。また、保護者から転校等に関わり、現に生じた金銭的負担を加害者側に求めたい旨の発言があったことから、当該校で否定的に受け止められたことによって、謝罪の場の対応について、学校間で異なることにつながった可能性があることと記載されているところです。

**○横山委員** ですから、報告書にはそういうふうに記載、指摘があるということなんですけども、この市教委、学校が実はどうだったのかっていうことは、きちっと判断できる話だと思うんですよ。ですから、ここははっきりさせるべきではないかと思います。はっきりさせないで、市教委、学校がこれを急いだと、いや急いでないと、どっちなのかということ。そんな中で訴訟にも対応できないんじゃないかなと思います。そもそも、被害生徒からの聞き取りもできていない事案で謝罪の場を学校が要請するって、どう考えても、もう学校現場の常識として考えられないですよ。事実認定が終わってないもので、取りあえず謝ってみたいな話は、私は経験がありませんので、この部分については事実関係を明確にさせるべきだと思いますので、精査を求めたいと思います。

次に、被害生徒が8月に転校した件で、その理由と、それから、転校前の学校での様々な事案が申し送られていなかったことも責任を問われているような言及がありますが、そもそも、入学時の中学校から別の中学校への転校はどのような理由によるものなのか。当然、市教委としては理由を聞いて、転校手続を行っていると思いますので、ここも明らかにしていただきたいと思われ、6月22日の事件等の案件内容が申し送られたのか、保護者は求めたのか、求めているのか。求めたのであれば学校は申し送ると思いますし、学校が申し送らないということは保護者が求めなかったのかと。どちらかだと私は思うんですけども、その部分についての見解を伺います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹** 当該生徒の転校につきましては、再調査報告書において、本件生徒は、E中学校の生徒から精神的に深い傷を負われ、同校へ通学することが困難な状況となり、本人の、もうあの中学校には戻りたくないという強い意向を受けて、保護者が市教委との面談の中で転校を希望するに至ったと記載されております。

また、事案の引継ぎにつきましては、再調査報告書において両校の教職員が面談し、本件生徒が複数の生徒とのトラブルを抱え、自傷行為があったことを口頭で伝えているものの、令和元年6月22日の入水事案の詳細やいじめの具体的な内容といった事案の全体像が分かる資料が提供されず、引継ぎが極めて不十分であったと指摘されているところでございます。

**○横山委員** これまた非常に不自然な話なんですよね。ここまで強い本人の意向を、保護者から市

教委が受けていれば、転校理由が単なる転居のためではないという受け止めをしていなきゃいけないんだけど、どうなっていったのかがやはりちょっと明らかになっていませんので、ここは手続的な資料とかが残っていると思いますので、ここの精査を求めたいと思います。

警察の事情聴取に関する件についてはちょっと今回省略させていただきます。

以上、指摘したような様々な事実誤認かどうかは分かりませんが、明確になっていない事実関係がある中で、訴訟では学校や市教委が適切な対応を怠った責任が問われていると思うんですけど、では怠った対応とは具体的に何なのか、本当に怠っていたのか。十分明らかにされていない中で、訴訟に対応していけるのだろうかという疑問がありますが、改めてその訴訟での訴えの内容とその理由などについて、市及び市教委はどのように確認されているのでしょうか。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 本件につきましては、原告の遺族代理人から本市を被告とするいじめ事案に対する損害賠償請求事件として、安全配慮義務違反があったことを理由とし、損害賠償金等の支払いを求めるよう提訴されているものでございます。

○**横山委員** ではその訴えに対して、市及び市教委は基本的にどのように考えているのでしょうか。新聞報道等では、市側は請求に対して棄却を求めるとし、一部の事実関係について争うと報じられていますが、市側は何を争って、何を争わないのか、争われるその事実関係をどのように認定しているのでしょうか、見解を伺います。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 現在、係争中であることや個人情報観点及び訴訟手続の公平性を担保する観点から、現時点での詳細な説明を差し控えさせていただくことを御理解いただきたいと思います。

○**横山委員** 全てをしゃべれないというのは一定理解できる場所もありますけれども、ただ公判の結果次第では、税金を使って賠償金を支払うということも想定されますので、当然、公金の支出ですから、可能な限り、開かれた場での経過報告、それから議論などが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 原告、被告双方が裁判所に対して、手続に従って進めている事案でございます。現時点では、個人情報の観点や、係争中でありまことから、全てを公開することは難しい状況であることを御理解ください。

○**横山委員** 全てを公開することが難しいのであれば、一部公開することも検討いただきたいと思います。

最後に、再調査委員会の委員による雑誌の記事掲載についてちょっと質疑をしたいと思います。事実ですからお名前を言ってもいいと思うんですけども、再調査委員の1人である精神科医の齋藤環氏が、岩波書店発行の月刊誌「世界」において、2024年10月号で旭川いじめ自殺と「いじめ後遺症」と題する論文を掲載しています。さらに、今年4月号から6回にわたって、いじめ後遺症と題する論文を連載しています。9月号、最新号で連載が終わりましたが、そのうち3回は副題に旭川いじめ自殺とつけて、詳細な内容を記述をしています。このような論文掲載が法的には問題がないのか、見解を伺います。

○**香川子育て支援部子育て支援課長** 元委員による寄稿等につきましては、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例により委員及び委員を退いた者に守秘義務が課せられているものでありますことから、報告書の公表版等、公になっている事実の範囲内で行われるべきものと考えます。

○**横山委員** 委員退任後も守秘義務が課せられているということなんですけども、もうかなり量的に多いもんですから、全文詳細にまだ検証できていないんですけども、調査報告書では伏せられていた名称、例えば、被害生徒が入部を希望した部活動の名称が調査報告書ではアルファベット表記になっていたんですけども、斎藤氏の論文では実名で記述されています。ほかにもあるのではないかなと思うんですけども、これは法的に問題はないのか見解を伺います。

○**香川子育て支援部子育て支援課長** 再調査委員会は、令和6年9月1日の報告書の提出をもって任期が終わっており、その後の個々の活動は把握しておりませんが、公になっていない情報が明らかにされているような状況があれば、元委員に対し、適切な対応について要請等を行う必要があると考えてございます。

○**横山委員** 私もう少し精査をしてですね、そういう事実がまた見つければ、確認をさせていただきたいと思いますので。上野委員もちょっと言及されていましたが、再調査委員会のメンバーの様々な行動、シンポジウムを行うとか、それから学会の立ち上げみたいなことが、言い過ぎかもしれませんが、何か旭川での重大事態が利用されているような印象を受ける、というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、その一方で、何か旭川市民がなおざりにされているっていうか、旭川市民に向けても何か強い要請がもっとあってもいいのではないかと。最初に言いましたが、旭川でこそ何かシンポジウムをやっていただいて、本当に必要な対策だとか、市民にどう考えてももらいたいのかっていうことがあってしかるべきのような気がするんですけども、そこは非常に残念だっていう気がしています。

大分時間を要しましたが、2つの調査報告書が出たことで、様々、事実誤認とか、曖昧、不明確な事実判断が、やっぱり放置されているままで訴訟にも対応しているということで、大きな問題が残っていると思います。訴訟がどんなスピードで進むのかは分かりませんが、これは議会としても放置できない問題だと思いますので、引き続き何らかの形で質疑をさせていただいて、議論をさせていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○**塩尻委員長** 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○**塩尻委員長** 次に、4、その他の(1)子育て文教常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。

配信しております委員派遣承認要求書(案)のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**塩尻委員長** そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**塩尻委員長** そのように扱わせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前11時17分